

# 報道資料

令和4年3月11日

担当：福祉部障がい福祉課  
（担当者：浦、北室）  
電話：0742-34-4593（直通）  
（内線2790）

## 障がい福祉サービス等事業者の指定取消処分について

奈良市は、株式会社ハッピースマイルに対し、下記のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項第9号及び第51条の29第2項第9号、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の36第9号、奈良市移動支援事業実施要綱第18条第1号の規定により、事業者の指定取消処分を行いますので、お知らせします。

### 記

#### 1. 対象事業者

- （1）法人名 株式会社ハッピースマイル
- （2）代表者 代表取締役 篠原 えき子
- （3）所在地 奈良県奈良市五条畑一丁目27-12-11

#### 2. 対象事業所

- （1）ハッピースマイル訪問介護センター
  - ・所在地 奈良市五条畑一丁目27-12-11
  - ・サービス種別 居宅介護、重度訪問介護、同行援護
  - ・指定年月日 平成21年11月1日（居宅介護・重度訪問介護）  
平成30年7月1日（同行援護）
  - ・事業所番号 2910101191
- （2）株式会社ハッピースマイル
  - ・所在地 奈良市五条畑一丁目27-12-11
  - ・サービス種別 特定相談支援
  - ・指定年月日 平成27年11月1日
  - ・事業所番号 2930100686

(3) 株式会社ハッピースマイル

- ・所在地 奈良市五条畑一丁目27-12-11
- ・サービス種別 障害児相談支援
- ・指定年月日 平成27年11月1日
- ・事業所番号 2970101149

(4) 株式会社ハッピースマイル訪問介護センター

- ・所在地 奈良市五条畑一丁目27-12-11
- ・サービス種別 移動支援（地域生活支援事業）
- ・指定年月日 平成21年11月1日
- ・事業所番号 2960111223

### 3. 指定取消年月日

令和4年4月8日

### 4. 指定取消の理由

(1) 上記「2. 対象事業所」の(1)、(2)及び(3)について

【介護保険法（平成9年法律第123号）違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号及び第51条の29第2項第9号、児童福祉法第24条の36第9号に該当）】

障害福祉サービス事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業と事業所所在地、管理者及びサービス提供責任者が同一であり、共通のヘルパーを従事させる等、一体的に運営していた介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業について、本件事業所が次のとおり介護保険法に違反したため（なお、令和3年6月18日付で訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定取消処分を受けている。）。

①運営基準違反

管理者及びサービス提供責任者の責務として運営基準に謳われている内容が出来ておらず、サービス提供記録の不備があった（介護保険法第77条第1項第4号）。

②不正請求

既に退職した職員の名前が記載されたサービス提供記録をもって介護報酬を不正に請求した（介護保険法第77条第1項第6号）。

③虚偽報告

介護保険法第76条第1項の規定により帳簿書類の提出を求めたが、遑って作成するなどし、虚偽の報告をした。また、既に退職したヘルパーが、退職後も5か月間在籍していたかのようにしてサービス提供記録を作成するとともに、タイムカード及び退職願を偽造して市に提出した（介護保険法第77条第1項第7号）。

④虚偽の答弁

介護保険法第76条第1項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の

答弁を行うなどした（介護保険法第77条第1項第8号）。

⑤法令違反

第1号訪問事業について、一体的に運営されている指定訪問介護事業において運営基準違反、不正請求、虚偽報告、虚偽の答弁があった（介護保険法第115条の45の9第1項第6号）。

(2) 上記「2. 対象事業所」の(4)について

本件事業所が指定障害福祉サービス事業者の指定取消しを受けることにより、奈良市移動支援事業実施要綱第14条第2項の規定に該当しなくなったため。

**5. 事業者に対する経済上の措置**

該当無し